江東区立保育園「おむつのサブスクリプションサービス」提供事業者選定【募集要項】

1　業務概要

（1）業務内容

江東区立保育園に通園する児童の保護者で、おむつのサブスクリプションサービス（以下、「サービス」という。）の提供を希望する者に対し、本サービスの提供契約を締結し、契約保護者の児童が在園する保育園に、必要とされる量の紙おむつ等を安定的に供給する業務とする。

（2）契約の締結

選定事業者に決定した後の契約については、サービス提供事業者と本サービスの利用を希望する保護者との直接契約とする。なお、利用契約に係る個人情報の取り扱いについては、サービス提供事業者が制定している個人情報取扱方針を遵守し、契約保護者にも事前に同意を得たうえで契約をすること。

また、契約の締結にあたっては、保護者に契約を強要する等の行為を行うことは厳に慎み、保護者の主体的な判断により契約行為を行うように配慮をすること。

サービス開始後の随時申込についても対応できるよう、申込方法等を明示した利用案内資料等を区立保育園にあらかじめ配備すること。

（3）サービス提供中のトラブル等への対応

サービス提供事業者は、本サービス提供により生じたトラブルについて全面的に責任を負い、契約保護者に対して誠実に対応すること。

契約保護者及び区立保育園職員が相談等を行う場合の対応窓口を設置し、契約保護者及び区立保育園職員に対して連絡先や相談方法等について、あらかじめ周知しておくこと。

（4）利用契約の終了（解約）への対応

サービス提供事業者は、契約保護者が自らの意思に基づき、自由に利用契約の解除を申し込むことができるよう、契約締結時に利用契約の終了に係る手続き方法、申出期限等の必要な事項について周知を図ること。

利用契約の解除申出後、再度、サービス提供の申込希望があった場合にも、利用契約ができるように対応すること。

（5）契約者（契約終了者）情報の提供等

サービス提供事業者は、契約または契約終了保護者の情報を取りまとめ後、当該契約または契約終了保護者の児童が在籍する区立保育園に対し、契約または契約終了保護者及び児童の情報を提供するとともに、紙おむつの発注方法等の必要な手続きについて、事業開始前に区立保育園の職員へ指導・周知すること。

２　サービス提供期間

本件事業者選定により選定された事業者によるサービス提供期間は、令和９年４月１日から令和１２年３月３１日とする。

ただし、サービス提供開始後のサービス内容に著しい不備（保護者からの評価も含む）がある、または本サービス導入の趣旨である保護者負担軽減、区立保育園職員の負担軽減を図ることが困難と認められる場合には、３年を待たずにサービス提供の打ち切りを行う場合がある。

３　サービス提供に係る留意事項等

（１）紙おむつ等の品質に関する事項

本サービスの提供にあたって、サービス提供事業者が提供する紙おむつ及びおしりふきの品質については、一般的に市販されている紙おむつ及びおしりふきの品質水準（主に吸水性、通気性及び肌あたり）を下回ることのないようにすること。

また、サイズ展開については、新生児から幼児までが使用する可能性があることを鑑み、一般的に市販されている紙おむつのサイズ展開（テープタイプ、パンツタイプとも）を最低限保証した供給体制を確保すること。

（２）サービス利用開始および終了に関する事項

利用開始日は各月１日とし、利用終了日は各月末日とすること。また、保護者が利用開始又は利用終了を希望する場合は、事業者が定める期限までに申込みを行うものとし、その期限について保護者に分かりやすく周知すること。

ただし、入園時その他やむを得ない事情がある場合は、保護者及び保育園と協議の上、利用開始および終了時期を調整できるものとする。

（３）利用額に関する事項

本サービスの提供に係る利用料については、使用枚数にかかわらず月額定額での利用料設定とすること。

また、利用料を負担する保護者の負担軽減が図れるよう、利用料の支払方法については簡便な手段が取れるようにするとともに、口座振替、クレジットカード決済、電子マネー決済等の多様な支払手段にも対応できるようにすること。

また、利用料設定については、保護者が利用しやすいよう低廉な価格設定とすること。

（４）紙おむつ等の発注に関する事項

紙おむつ等の発注及び在庫管理については、サービス提供事業者が実施することを基本とする。事業者は実地における定期的な在庫確認及び必要量の補充を行い、園職員による発注作業を極力不要とする運用体制を構築すること。

また、保育園職員が発注する際には、サービス提供事業者が作成した簡便な発注ツールを使用する等、パソコン等の情報機器操作に不慣れな職員でも

簡単に作業を行うことができるようにすること。

（５）紙おむつ等の配送に関する事項

配送時は保育園が指定する保管場所まで搬入及び収納を行い、迅速かつ確実に区立保育園に商品が配送されるよう、適切な配送体制を整えること。

搬入及び収納のタイミングは、各園における必要量や収納スペースに応じて柔軟に対応すること。

また、本区の区立保育園の多くが住宅密集地や公営住宅（都営住宅・UR住宅）の１階に所在している状況を踏まえ、配送事業者の運搬車両が納品時に駐停車する場合は、各園が別途指示する駐車スペース等に停車し、交通法規違反や近隣住民等の迷惑となる駐停車を行わないよう、配送事業者に対して事前に指導徹底すること。

（６）サービスの利用状況等の保育政策課への情報提供

本サービスの提供開始後、月ごとのサービスの利用率（園別、年齢区分（歳児）別等）や、サービス提供にあたりサービス提供事業者が保護者から受けた意見、サービス提供事業者が実施したアンケート結果等の資料について、保育政策課より情報提供の依頼をした場合は、保護者の個人情報に係る部分を除いた上で、速やかに情報提供を行うこと。

（７）本要項に定めのないサービス提供上の疑義が生じた場合

本要項に定めのないサービス提供上の疑義等については、原則として当事者（サービス提供事業者と契約保護者）間で解決を図ることとする。

ただし、事業者選定時に提案されたサービス内容の大幅な変更や利用料金の変更等、サービスの提供に係る重要事項の変更については、あらかじめ区と協議の上、その後の対応方法を決定するものとする。

４　紙おむつ等の納入先及び認可定員

紙おむつ等の納入先となる区立保育園及び歳児別の定員数は下記のとおりである。原則として０歳児から３歳児までのサービス利用を想定しているが、保護者が利用を希望する場合は４歳児及び５歳児の園児も対象とすること。

	園名	所在地	認可定員（人）				
			0歳	1歳	2歳	3歳	合計
1	森下保育園	森下 3-14-6	0	16	20	21	57
2	白河保育園	白河 1-7-1	10	12	18	19	59
3	深川一丁目保育園	深川 1-6-15-101	0	12	16	17	45
4	古石場保育園	古石場 2-14-1-102	15	18	23	23	79
5	塩崎保育園	塩浜 2-6-3	11	20	24	24	79
6	東雲保育園	東雲 1-8-5-101	0	12	14	14	40
7	東雲第二保育園	東雲 2-4-4-103	0	14	17	17	48
8	辰巳第三保育園	辰巳 1-10-81-101	12	13	14	21	60
9	東陽保育園	東陽 3-22-1-101	10	14	17	24	65

10	亀戸保育園	亀戸 7-57-13(仮園舎) ※1	0	7	10	14	31
11	亀戸第二保育園	亀戸 7-41-16 3･4 階	0	15	18	22	55
12	亀戸第三保育園	亀戸 1-24-6	11	20	22	24	77
13	わかば保育園	大島 9-7-8-101	11	17	18	22	68
14	大島保育園	大島 5-40-4 1 階	0	15	18	21	54
15	大島第二保育園	大島 4-1-6-130	0	11	16	21	48
16	大島第三保育園	大島 6-1-6-130	0	14	20	21	55
17	大島第四保育園	大島 8-12-20-101	0	13	18	20	51
18	北砂保育園	北砂 1-1-4-101	0	12	14	24	50
19	小名木川第二保育園	北砂 5-20-3-101	10	14	17	24	65
20	亀高第二保育園 ※2	北砂 5-20-10-101	11	16	18	21	66
21	東砂保育園	東砂 2-13-2-101	0	12	14	14	40
22	東砂第二保育園	東砂 2-6-4-101	0	12	14	14	40
23	東砂第四保育園	東砂 7-17-35-101	0	14	18	20	52
24	南砂第一保育園	南砂 4-4-1-102	0	16	19	20	55
25	南砂第三保育園	南砂 2-3-3-102	0	17	18	22	57
26	南砂第五保育園	南砂 2-3-23(仮園舎) ※3	20	25	25	0	70
27	城東保育園	南砂 7-9-11	12	17	18	24	71

※１　亀戸保育園は令和１１年度に本園舎（亀戸 6-54（以下未定））に移転予定である。

※２　亀高第二保育園は令和１０年４月１日より民営化されるため、民営化以降の本サービスの利用継続については、次期運営事業者が判断する。

※３　南砂第五保育園は乳児園となっているので、３歳児以上の児童は在籍していない。また令和９年度中に本園舎（南砂 2-3-6-103）に移転予定である。

５　応募資格

本事業者選定に参加できるものは、次に掲げる要件をすべて満たすものでなければならない。

（１）本事業者選定募集要項の公表日の時点において、国や地方公共団体の契約事務における指名停止を受けていないこと。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（４）破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。

（５）江東区暴力団排除条例（平成２４年３月１２日条例第１号）第７条に規定する排除対象となっていないこと。
（６）業務の一括再委託をしない者であること。
（７）本事業者選定で実施する事業について、東京都内公立認可保育所での導入実績を有していること。

６　事業者選定方法

事業者選定にあたりヒアリングを実施し、最も点数の高い１事業者を選定する。ただし、点数が６割未満の場合は選定しない。

ヒアリングは、事業者によるサービス説明（１０分）＋質疑応答（５分）で実施する。

ヒアリングで使用する資料等は任意とするが、本資料７ページに記載の「評価の視点」の内容に沿った説明を行うこと。

７　事業者選定スケジュール

令和８年１１月１７日（火）　募集要項配布開始
１１月２５日（水）　質疑受付期間終了
１１月３０日（月）　質疑回答（予定）
１２月　４日（金）　ヒアリング参加申込受付締切
※別添の「参加申込書」を電子メールにて提出すること。（**最終日は 17 時必着**）

○参加申込書提出先メールアドレス：2702020@city.koto.lg.jp

※上記アドレスを申込者の提供するサービス情報等のダイレクトメール送信リストに追加することは禁止する。

令和８年１２月２２日（火）　ヒアリング実施
※ヒアリングの集合時間、集合場所等については、申込書記載の担当者宛に電子メールにて通知する。
※ヒアリングに必要な資料等は事業者が準備すること。（必要部数は１０部）

令和９年１月下旬（予定）　　提供事業者の決定

８　その他

（１）選定事業者の決定後、当該選定事業者が、５「応募資格」の要件に定める事項を満たすことができなくなったときや、選定過程で提供された PR チラシ等資料の内容に虚偽の記載があることが判明した場合は、提供サービスを打ち切る場合がある。
（２）本事業者選定に要する経費は、すべて参加申込事業者の負担とする。
（３）業務の一部再委託については、事前の申告がある場合以外は認めない。

（４）提供された資料等は返却しない。
（５）区は、提供された資料等について、事業に必要な範囲において複製できるものとする。
（６）選定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては受け付けない。

９　申込書の提出及び問い合わせ先

江東区こども未来部保育政策課施設管理係　小林・萩原
住　所　〒１３５－８３８３　東京都江東区東陽４－１１－２８
電　話　０３－３６４７－９０９４（直通）
ＦＡＸ　０３－３６４７－９２８２
E-mail　2702020@city.koto.lg.jp

（別紙）評価の視点及び評価点

区分	審査項目	評価内容	配点
提案内容に関する評価	提案内容の具体性	募集要項の「１業務概要」及び「３サービス提供に係る留意事項等」の内容について明確かつ具体的に提案されているか。	２０
	事業への理解・知識	おむつのサブスクサービスの事業内容及び事業目的に関する理解・知識が十分にあるか。	１０
	納入品等に関する提案	納品される紙おむつ等の品質は、保護者の利用ニーズに合ったものとなっているか。	２０
	発注・在庫管理等に関する提案	発注、在庫確認、補充及び保管場所への収納について、事業者主導で実施する体制が構築されており、保育士の負担軽減が図られているか。	２０
		配送方法がヒアリング資料に提示されており、各保育園への配送が円滑かつ十分に実施できる物流体制を確保しているか。	１０
		誤発注が発生した場合の対応等は提示されているか。	１０
	トラブル、相談等の問い合わせへの対応体制	サービス提供にあたって発生した契約者とのトラブル対応体制が構築されているか。	１０
		保護者や保育士からの問い合わせ、相談受付体制が構築されているか。	２０
	災害時における協力体制	災害時に各保育園が保有している在庫について、契約の有無にかかわらず使用できる協力体制を講じているか。	１０
小計（A）			１３０
客観的評価	実施体制	江東区内に事業拠点（物流拠点でも可）があるか。（区内１０点　区外８点）	１０
	価格の妥当性	価格点の満点（２０点満点）　×　（提案価格うち最低価格）／（提案者の提案価格）	２０
小計（B）			３０
総合評価		提案内容全体の評価	４０
小計（C）			４０
合計（A＋B＋C）			２００